

# 令和4年度 施策評価シート

基本目標	地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる									
政策	210	多様な都市機能が調和したまちをつくる								
施策	211	職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める								
施策の目標	多様な都市機能が調和したまちとなるため、職・住・学・遊の調和する総合的・計画的な土地利用が進み、地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立することで、誰もが快適に活動をしています。									

## 1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	「地域の特色を活かしたまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	-				50.0%					53.0%
実績	47.2%				60.9%					
指 標 名	地区整備計画区域面積									
目標	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績	-				97.0ha					99.0ha
	85.9ha				92.2ha					

## 2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
地域の特性を踏まえたまちづくりを実現するためには、まちづくりのルールづくりや地域の取組など、地道な活動を重ねていく必要があり、効果がすぐに表れるものではなく、長期的な視点で計画的・継続的に進める必要がある。	R1	240
	R2	144
	R3	192

## 3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	地域の特性を活かした望ましいまちにするためには、良好な都市環境の形成に関する誘導など、継続的な取組が必要である。

## 4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
職・住・学・遊が調和したまちを実現するためには、長期的な視点で計画的・継続的に進める必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
引き続き適正な民間開発の指導・誘導を行うとともに、区民等のまちづくりへの理解を深めていく中で、地域ごとの特性に応じた街並みを形成していく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標		直近の評価内容
					年度目標値	評価結果	
					年度実績値	評価対象年度	
1	まちづくり活動支援事業	192	1,759	1,951	4団体		現状維持
					3団体		令和3年度
2	開発事業の指導事務 (開発指導要綱に係る事務)	-	4,398	4,398	100%		現状維持
					100%		令和3年度
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

## 令和4年度 事務事業評価シート

施 策	211 職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める				部内優先順位
事 業 名	まちづくり活動支援事業				1
目 的	自発的なまちづくりを、区民、事業者、及び区の協働により推進する。				主管課・係（担当） 都市計画課まちづくり支援担当 03-5608-1204
対 象 者	区民				
根拠法令 関連計画	都市計画法、墨田区まちづくり条例、墨田区まちづくり専門家派遣制度要綱、墨田区まちづくり推進団体助成要綱				
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境整備 自発的なまちづくりを進める区民等に対し、墨田区まちづくり条例等に基づく支援を行い、区民・事業者・区が協働して地域のまちづくりを進める環境を整える。</li> <li>●専門家派遣 地域の課題やまちづくりの目標等を踏まえ、様々な取組や活動等へのアドバイスなどを行うため、専門家を派遣し、まちづくりの支援を行う。</li> <li>●墨田区まちづくり推進団体助成 まちづくり認定団体、国又は東京都が主体となる都市計画事業を予定している地区的住民組織等に対し、活動経費の一部(対象経費の1/2、上限50万円)を助成することにより、住民の自発的なまちづくりを推進する。</li> </ul>				
経 過	開始年度	平成16年度		終了予定	
	平成16年10月 墨田区まちづくり条例、施行規則の施行 墨田区まちづくり専門家派遣制度要綱の適用 墨田区まちづくり推進団体助成要綱の適用  まちづくり認定団体 3団体 まちづくり登録団体 8団体				
議会質問 の状況					
そ の 他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移（単位：千円）		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額（事業費）		320	247	271	216	240	856
A.決算額（令和4年度は見込み）		264	192	240	144	192	856
財 源	国	0	0	0	0	0	0
	都	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
一般財源		264	192	240	144	192	856
執行率 (%)		82.5%	77.7%	88.6%	66.7%	80.0%	100.0%
B.人口コスト			1,969	1,748	1,764	1,759	
総事業決算額（A+B）		264	2,161	1,988	1,908	1,951	
予算書P（令和4年度）		P225 20		執行実績報告書P（令和3年度）		P168 20	

評価結果	評価についての説明・今後の方針等
現状維持	区民・事業者・区の協働に基づくまちづくりの一層の推進に向け、地域に寄り添い、様々な声(意見等)に耳を傾け、地域の課題や要望を明確にするなど、効果的に専門家派遣を行い、まちづくり支援を行う。

## 課題・問題点

平成21年度以降、認定団体が認定されていないため、区民等の自発的なまちづくりにつなげていくためには、登録団体の育成が重要である。

## 令和4年度 補助金評価シート

補 助 金 名 称	墨田区まちづくり推進団体助成				主管課・係（担当）	
根 拠 法 令	墨田区まちづくり推進団体助成要綱				都市計画課まちづくり支援担当	
補 助 概 要	まちづくり認定団体、国又は東京都が主体となる都市計画事業を予定している地区の住民組織等に対し、活動経費の一部（対象経費の1/2、上限50万円）を助成する。				03-5608-1204	
目 的	まちづくり認定団体、国又は東京都が主体となる都市計画事業を予定している地区の住民組織等に対し、活動経費の一部を助成することにより、住民の自発的なまちづくりを推進する。					
対 象	区民等					
基 準	区独自基準					
補 助 条 件	<p>1 墨田区まちづくり条例（平成16年墨田区条例第21号）第12条に規定する地区まちづくり認定団体で、団体設立後継続して6か月以上活動を続けており、当該団体の定める規約により構成員から会費を徴収しているもの。</p> <p>2 国又は東京都が事業主体となる都市計画事業を予定している地区において、地区を代表しうる住民組織が主体となって新しいまちづくりを促進することを目的とし、調査、研究、広報等の活動を行っている団体で、設立後継続して6か月以上活動を続けており、当該団体の定める規約又は定款により、構成員から会費を徴収しているもの。</p> <p>3 市街地再開発事業の実施の準備を目的として、街区単位又は街区相当規模の地区において、地区内権利者によって構成され、その大部分が加入し、又は賛同し、事業促進のために組合設立の準備を行う団体で、設立後継続して3か月以上活動を続け、規約又は定款が定められているもの。</p>					
経 過	開始年度	平成16年度	終了予定			
	平成16年10月 墨田区まちづくり条例、施行規則の施行					
議 会 質 問 の 状 況						
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移（千円）		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額（事業費）		0	0	0	0	0	500
決算額（令和4年度は見込み）		0	0	0	0	0	500
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		0	0	0	0	0	500
執行率（%）		-	-	-	-	-	100.0%

補助金の成績	手段に対する指標 (活動指標)	指標	専門家派遣の回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		32	R7	目標	16	16	16	16
				実績	8	11	8	10
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
				目標	20	24	24	32
				実績	6	8		
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		専門家派遣の回数が増加することで、既設のまちづくり団体や今後まちづくりを考えたい団体の活動内容の広がりやまちづくりに対する意識の度合いが確認できるため。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区民・事業者・区の協働に基づくまちづくりの一層の推進に向け、地域に寄り添い、様々な声（意見等）に耳を傾け、地域の課題や要望を明確にするなど、効果的に専門家派遣を行い、まちづくり支援を行う。

課題・問題点
登録団体は増えているが、認定団体については平成21年度以降、認定実績がない。 地域の自活性なまちづくりの取組は、地道に積み上げていくことが必要であり、活動内容等について地域の理解を得る必要もあるため、時間を要する。

## 令和4年度 事務事業評価シート

施 策	211 職・住・学・遊が調和したまちづくりを計画的に進める	部内優先順位			
事 業 名	開発事業の指導事務(開発指導要綱に係る事務)	2			
目 的	墨田区として望ましいまちづくりを誘導するために、良好な都市環境の形成に関する指導を行うことより、安心かつ安全で快適な区民生活を確保しつつ、人と地域と環境にやさしい活力ある豊かなまちづくりを実現することを目的とする。	主管課・係(担当) 都市計画課都市計画・開発調整担当 03-5608-6266			
対 象 者	大規模建築物建設事業、宅地開発事業を行う事業者等				
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱				
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤6
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上のものを建設する事業(建築物の増築により対象となる事業含む)</li> <li>・事業区域面積300m<sup>2</sup>以上の土地の分割又は区画・形質の変更を行う事業(宅地開発事業)</li> </ul> </li> <li>●区による、協議申請の受付、審査、協議合意、現場立会いの実施</li> <li>●事業者による施設整備の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通処理上有効な道路の整備、市街地環境の向上及び地域環境の充実のため、緑地、空地、防災水利、自転車置場、駐車場等の整備</li> <li>・宅地の細分化の防止による過密な市街地の形成の防止、良好な都市景観への配慮</li> <li>・良好な市街地の形成のための近隣への十分な配慮</li> <li>・事業区域の面積が2,000m<sup>2</sup>を超える事業者との公共・公益協議の実施</li> </ul> </li> </ul>				
経 過	開始年度	昭和53年度	終了予定		
	昭和53年11月	「墨田区開発指導要綱」制定			
	昭和62年5月	「墨田区ワンルームマンションの建築及び管理に関する指導要綱」制定			
	平成7年10月	「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱（以下、「開発指導要綱」という。）制定			
	12月	同要綱施行（墨田区開発指導要綱、墨田区ワンルームマンションの建築及び管理に関する指導要綱は廃止）			
	平成16年9月	「ワンルームマンション建設事業に関する指導指針」策定			
	平成17年6月	同指導指針に基づいて開発指導要綱改正			
	平成20年7月	「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」の制定に伴い、開発指導要綱を改正（一部の小規模集合住宅は引き続き「開発指導要綱」で対応）			
	平成24年7月	開発指導要綱の改正（集合住宅に係る協議は集合住宅条例に移行）			
議 会 質 問 の 状 況					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移（単位：千円）		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算現額（事業費）							
A.決算額（令和4年度は見込み）							
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		0	0	0	0	0	0
執行率 (%)		-	-	-	-	-	-
B.人口コスト			4,922	4,369	4,411	4,398	
総事業決算額（A+B）		0	4,922	4,369	4,411	4,398	
予算書P（令和4年度）		-		執行実績報告書P（令和3年度）		-	

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	大規模建築物の建設に伴う近隣への影響の軽減や宅地の細分化を防ぎ、秩序ある市街地の形成を図るため必要不可欠な制度である。

**課題・問題点**

- ・社会経済状況から、地域開発のポテンシャルが高まっており、総合設計制度を活用した大規模建築が可能な状況にある。同制度は、敷地面積が500m<sup>2</sup>から対象となるため、要綱状、公共・公益施設の対象とならない事業が計画される可能性がある。
- ・宅地開発事業の要綱対象事業区域を面積300m<sup>2</sup>以上としており、300m<sup>2</sup>未満の場合は対象にならないため、北部地域を中心に60m<sup>2</sup>未満に敷地分割する事業者も多く、宅地の細分化が進んでいる。